

重要事項説明書

小規模多機能型居宅介護 短期利用小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型プラチナ倶楽部

利用者氏名 _____ 様

介護保険指定事業所
プラチナ倶楽部
株式会社 三文サービス

重要事項説明書

1. 事業所の概要・目的

事業所名	小規模多機能型プラチナ倶楽部
設立	平成 11 年 2 月 22 日
運営会社 所在地・連絡先	株式会社 三文サービス 〒234-0054 横浜市港南区港南台 6-9-11 電話 045 (830) 0022 F A X 045 (830) 0025
サービス種類	小規模多機能型居宅介護
介護保険事業所番号	横浜市 1493100117号
管理者	吉川 貴
事業の目的	要介護者に対し、事業所の介護支援専門員、介護従業者が、その居宅又は当該事業所において、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等の適切な小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

2. 事業所の職員体制等（兼務あり）

職 種	従事するサービス種類、業務	人員
管 理 者	管理・事務	1 名
介護支援専門員	計画作成・相談・助言	1 名
看 護 職 員	バイタル・指導・相談	2 名
生 活 相 談 員	相談・助言	3 名
介 護 職 員	介護・相談・助言	18 名

<人員基準を満たした場合、職員数は増減することがあります>

3. 提供するサービスの内容について

提供するサービスの内容については重要事項説明書【別紙 1】に示します。

4. サービス利用料及びご利用者負担金

(1) サービス利用料

要介護または要支援認定を受けているご利用者様のサービス利用料は、厚生労働大臣又は横浜市長が定めるサービス利用料の 1 割・2 割又は 3 割が利用者負担になります。

※ 1) 法定代理受領以外の償還払いのときは、介護報酬費用の全額徴収となります。また、暫定ケアプランでサービスを開始したときに、認定された要介護度に応じ、利用限度額を超える部分に自己負担金が生じる場合と、非該当（自立）と認定された場合には全額自己負担となる場合があります。

※ 2) 介護保険上の支給限度額を超える利用の場合、支給限度額を超える分の利用料は全額自己負担となります。この場合、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門委員（ケアマネージャー）から説明のうえ、ご利用者の同意を得ることになります。

※ 3) 介護保険料を滞納している場合は以下のように給付制限が発生します。
予め当事業者に連絡をお願いします。

- ① 介護保険料を納期限から 1 年以上滞納すると、サービス利用料の全額を一旦当事業所にお支払して頂きます。当事業所から領収書とサービス提供証明書を発行いたします。
このサービス提供証明書を後日お住まいの市区長村に提出してご相談下さい。
- ② 介護保険料を納期限から 1 年 6 ヶ月以上滞納すると、償還払い化された保険給付の支払いが一時差し止められます。さらに、償還払いの申請をしても利用したサービスの保険給付分を差し引かれ支給されることとなります。
- ③ 介護保険料を納期限から 2 年以上滞納した場合は、督促状が届いた日の翌日から 2 年経過すると、時効により納めることができなくなり、その期間は保険給付の利用者負担金は、介護保険負担割合が 1 割・2 割の方は 3 割、3 割の方は 4 割になります。

(2) 利用者負担金

介護サービスでご利用いただく利用者負担金は、重要事項説明書の【別紙 1】に示します。

5. 経営理念（サービスの方針）

私たちの愛する地域社会の高齢者・障害者ご本人及びご家族から
愛される企業をめざします。

社是

- （１）私たちは「気配り」「目配り」「思いやり」を持って、利用者様ご家族様の目線に立った支援を行います。
- （２）私たちはご利用者様、ご家族様の価値観を尊重し、異なる価値観を押し付けず、自己決定を大切にした支援を行います。
- （３）私たちはご利用者様の人間としての尊厳を尊重し、あるがままの姿を受け入れ、その方にふさわしい支援を行います。
- （４）私たちはご利用者様、ご家族様のプライバシーを尊重し、秘密保持に努めます。
- （５）私たちは福祉の仕事に従事する者として、ご利用者様、ご家族様に満足を提供できるよう、知識、技能の向上に努めます。

6. 事業所の運営方針

- （１）事業の実施に当たっては、要介護者となった場合においても、利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、事業所への通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものとする。
- （２）事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- （３）事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

7. 身体的拘束等

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、利用者の身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行ないません。

緊急かつやむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録します。

8. 虐待防止

事業者は、ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施等の措置を講ずるものとします。

9. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (2) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

10. 緊急時等における対応

- (1) 事業所の職員は、指定小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。
- (2) 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じます。

11. 非常災害対策

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執ります。
- (2) 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施いたします。
 - ① 消火、通報及び避難の訓練（年二回）
 - ② 消防設備、施設等の点検及び整備
 - ③ 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督
 - ④ その他防火管理上必要な業務

12. 衛生管理

- (1) ご利用者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用水について、衛生的に管理します。
- (2) 感染症の発生、まん延の防止に努めます。

1 3. その他運営に関する重要事項

(1) 指定小規模多機能型居宅介護は、人材の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、連絡体制の整備を図ります。

①採用時研修 採用後3カ月以内。

②継続研修 年2回以上。

(2) 事業者は業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持します。

(3) 雇用契約時に退職後についても利用者又は、その家族の秘密を厳守する項目を徹底します。

(4) 事業者は記録を整備し、記録は完結の日から2年間保存します。ただし下記の記録は完結の日から5年間保存します。

①サービス提供記録

②従業員の勤務体制に関する記録

③介護報酬を請求するために国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

1 4. 秘密保持と個人情報の取り扱いについて

(1) 事業所及び職員は、サービス提供する上で知り得たご利用者様及びご家族様の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。とりわけプライバシー情報に関しましては、職員の研修につとめ漏洩のないよう十分な注意を払います。

(2) 事業所が得たご利用者の個人情報に関しては、事業所での介護サービスの提供以外の目的には利用しないものとし、外部への情報提供については、別紙「個人情報使用同意書」にて、ご利用者の承認を頂きます。予めお示した用途以外には決して利用いたしません。

(3) 事業所は、ご利用者の求めに従って、ご利用者自身に関する情報（ご利用者記録、サービス提供記録、その他等）を開示しています。但し、ご本人あるいは身元 引受人でない方（他の家族等）からの請求につきましては、書面にてご利用者本人の了解を得てからになります。

1 5. 相談窓口および苦情対応

○サービスに関する相談や苦情、高齢者虐待に係る通報は下記の窓口で対応いたします。

相 談 窓 口	担当者 吉川 貴（管理者）
対 応 時 間	午前9：00～午後5：30
電 話 番 号	045-830-0022 F A X 045-830-0025

○横浜市において介護保険サービスの苦情申し出等ができます。

はまふくコール（横浜市苦情相談コールセンター）

電話番号 ０４５－２６３－８０８４（対応時間は平日午前９時～午後５時です）

○住所地の各区役所（高齢・障害支援課）においては、介護保険サービスの苦情申し出等ができます。

区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号
港南	８４７－８４９５	南	３４１－１１３８	磯子	７５０－２４９４
栄	８９４－８５４７	金沢	７８８－７８６８	泉	８００－２４３６
戸塚	８６６－８４５２				

○神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連）にも苦情の申し出ができます。

〒220-0003横浜市西区楠町２７番１

電話番号 ０４５－３２９－３４４７（対応時間は平日午前８時３０分～午後５時１５分です）

○虐待防止法の施行（平成１８年４月１日）により高齢者虐待に係る高齢者及びご家族からの通報先は下記連絡先となります。施設職員からの通報も同様です。

横浜市健康福祉局 高齢健康福祉部 介護事業指導課

電話番号 ０４５－６７１－３４６１ FAX ０４５－５５０－３６１５

１６．介護サービス第三者評価の実施状況

令和７年（2025年）２月１４日 実施

小規模多機能型居宅介護「サービス評価」の外部評価（運営推進会議にて）

１７．事業者の概要

法人名	株式会社 三文サービス
代表者名	代表取締役 河野文彰
本社所在地	横浜市港南区港南台６－９－１１
電話・FAX	電話 ０４５－８３０－００２２ FAX ０４５－８３０－００２５
業務概要	通所介護・横浜市通所介護相当サービス 地域密着型通所介護・横浜市通所介護相当サービス 居宅介護支援 小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護・横浜市通所介護相当サービス（リハビリ型） 訪問介護・横浜市訪問介護相当サービス 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
事業所数	７箇所

〔説明確認・同意・交付欄〕

上記のとおり説明し、交付いたします。

令和 年 月 日

(事業者) 横浜市港南区港南台 6－9－1 1
株式会社 三文サービス
介護保険指定事業所 プラチナ倶楽部 印

説明者 _____ 印

私は、契約書および本書式により、事業者から介護サービスについて重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(家族等代理人) 住所 _____

(続柄：) 氏名 _____ 印

[	立会人	住所
		氏名 _____ 印

]